

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要（専決処分）

一般会計(令和6年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 職員給与費 (職員課)	4,656	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	4,656						
			令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付(こども加算を含む。)及び定額減税を補足する調整給付の支給事務に従事する職員の時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月7日)				
2	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 物価高騰対応重点支援給付金 (生活支援課)	1,742,270	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,742,270						
			令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付(こども加算を含む。)及び定額減税を補足する調整給付を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月7日)				
3	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費 (生活支援課)	124,394	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	124,394						
			令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等への給付(こども加算を含む。)及び定額減税を補足する調整給付を支給することに伴い、報酬、会計年度任用職員期末勤勉手当、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月7日)				

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要（専決処分）

一般会計(令和6年度 補正第2号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	441	330				111
	感染症患者医療費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症に係る5類感染症移行前の入院医療費について、当初の想定を上回る医療機関からの請求に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第3号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	1,288	643				645
	感染症発生動向調査事業費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症に係る5類感染症移行前のPCR検査等の行政検査委託料について、当初の想定を上回る医療機関からの請求に伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
2	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	7,208	5,405				1,803
	感染症患者医療費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症に係る5類感染症移行前の入院医療費について、当初の想定を上回る医療機関からの請求に伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
3	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 博物館費	5,500					5,500
	文化資料館跡地処分事業費 (博物館)		文化資料館解体工事の影響により生じた周辺家屋の損傷に対する補償額の算定等のため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 一般管理経費 (職員課)	2,814	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	2,814						
			こども未来戦略に基づく児童手当制度の拡充に伴い、人事給与システムを改修するため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費 車両管理経費 (資産経営課) (繰越明許費)	56	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						56	
			ごみの戸別収集に係る実験事業を実施するため、じんかい収集車を購入することに伴い、自動車損害保険料、公課費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費 行政改革推進経費 (行政改革推進課)	130	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						130	
			令和7年4月1日からの子育て支援センターへの指定管理者制度の導入に向けた事業者選定等を行うため、指定管理者選定等委員会の開催回数増加に伴い、報酬、費用弁償を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 恩給及び退職年金費 退職料及び遺族扶助料 (職員課)	19	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						19	
			国の恩給改定の影響により、遺族扶助料が増額することに伴い、恩給及び退職年金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費 体育館管理運営経費 (スポーツ推進課) (継続費・債務負担行為)	2,450	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				2,400		50	
			総合体育館を災害対策基本法に基づく指定福祉避難所として指定し活用するため、老朽化した非常用発電設備の更新工事の実施に伴い、工事監理等に係る委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
6	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 戸籍住民基本台帳管理経費 (市民課)	1,309	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,309						
			職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能の整備に係る戸籍システムの改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
7	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 市民窓口センター業務管理経費 (市民課)	0	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			茅ヶ崎駅前及び萩園市民窓口センターの廃止に伴う複合機2台の解約について、当初予算に計上した委託料を減額するとともに、リース期間中において途中解約することに伴い、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 交通安全推進費	5,726				435	5,291
	自動車駐車場管理経費 (安全対策課)		第一駐車場土地利活用事業において、当該事業用地南側隣地の擁壁基礎部分の越境が判明し、定期借地の事業に係る設計変更及び躯体変更に要する経費を負担することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
9	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	35,313	6,420	17,117		5,353	6,423
	民間保育所運営補助事業費 (保育課)		民間保育所等において、延長保育及び一時預かりに係る国の補助基準額の増額改定に対応するほか、主食等の持参を不要とする「手ぶらで保育」の実現による通園時の保護者負担軽減を図るためのスタートアップ支援の実施に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
10	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	14,065	2,905	6,470		1,785	2,905
	地域型保育運営補助事業費 (保育課)		地域型保育事業において、延長保育及び一時預かりに係る国の補助基準額の増額改定に対応するほか、主食等の持参を不要とする「手ぶらで保育」の実現による通園時の保護者負担軽減を図るためのスタートアップ支援の実施に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
11	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	200,794	178,372				22,422
	民間保育所等施設整備事業費 (保育課)		保育所等の待機児童解消のため、保育所等の設置者の選定のほか、保育所等の分園の整備、小規模保育事業の認可保育園化又は新設を行う事業者に対し、その費用の一部を補助することに伴い、報酬、費用弁償、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
12	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費	13,797		3,964		2,136	7,697
	保育園業務管理経費 (保育課)		公立保育園において、主食等の持参を不要とする「手ぶらで保育」の実現による通園時の保護者負担軽減を図るため、布団の購入や主食の提供に必要な環境整備を行うことに伴い、消耗品費、修繕料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
13	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 地域児童福祉費	32					32
	重層的支援体制整備事業費 (こども政策課)		子育て支援センター(ファミリー・サポート・センター事業との一体化を含む。)について、令和7年4月1日より指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者選定等委員会において臨時委員を委嘱することに伴い、報酬、費用弁償を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
14	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費	2,200	1,100				1,100
	生活保護総務管理経費 (生活支援課)		生活保護法の改正により、被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ支援及び就労自立給付金のインセンティブ強化等に対応するための生活保護システムの改修を行うことに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和6年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 扶助費	2,400	1,800				600
	生活保護扶助費 (生活支援課)		生活保護法の改正により、被保護世帯の高卒就職者の新生活の立ち上げを支援することに伴い、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
16	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費	14,225			10,600		3,625
	収集車等購入経費 (環境事業センター) (繰越明許費)		ごみの戸別収集に係る実験事業を実施するため、じんかい収集車を購入することに伴い、手数料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
17	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路橋りょう総務費	230					230
	道路橋りょう総務管理経費 (道路管理課)		茅ヶ崎駅周辺の道路照明灯及びその他の道路施設等について、一括前払い契約の電気料金が当初の想定を上回り、今後の月払い契約の電気料金の支払いに不足が見込まれるため、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
18	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路維持費	278					278
	補修作業用諸費 (道路管理課)		ポンプ施設等の道路施設等について、一括前払い契約の電気料金が当初の想定を上回り、今後の月払い契約の電気料金の支払いに不足が見込まれるため、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
19	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費	9,259					9,259
	道路照明灯等関係経費 (道路管理課)		道路照明灯等の交通安全施設等について、一括前払い契約の電気料金が当初の想定を上回り、今後の月払い契約の電気料金の支払いに不足が見込まれるため、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				
20	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	9,680					9,680
	北茅ヶ崎駅整備事業費 (都市政策課)		北茅ヶ崎駅のバリアフリー化に向け、東日本旅客鉄道株式会社が実施する調査設計に要する費用を負担することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				

令和6年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和6年度 補正第1号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	40,757	40,757				
	一般管理経費 (保険年金課)		マイナンバーカードの健康保険証利用への円滑な移行に向け、被保険者等への加入者情報の送付のほか、健康保険証の代わりとなる資格確認書を発行するためのシステム改修を行うことに伴い、通信運搬費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和6年5月20日)				

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

生活保護法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項

3 条例の概要

- (1) 所要の規定を整備することとした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対し生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対し生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
略	略	略	略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第1条の規定並びに生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）附則第7条及び附則第8条の規定による改正後のもの）

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第八項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二第十九項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百五十五条から第二

百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

- 5 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報^{じん}の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表（第九条関係）

略	略
二十三 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
略	略

○生活保護法（生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）第2条の規定による改正後のもの）

（進学・就職準備給付金の支給）

第五十五条の五 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは当該所管区域内にある）被保護者（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。

- 一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者
- 二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

2 前条第二項及び第三項の規定は、進学・就職準備給付金の支給について準用する。

（社会福祉法の一部改正）

第四条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六十八條の二に次の一項を加える。

3 市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、前項の規定による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとする。

第六十六條の四第二項第二号中「助言」の下に「、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施する当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第五十一条第一項に規定する賃貸協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携し、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

第六十六條の六第一項中「第六十六條の四第五項」を「第六十六條の四第六項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。

第六十五條第一号中「第六十六條の四第五項」を「第六十六條の四第六項」に改め、同条第二号中「第六十六條の六第五項」を「第六十六條の六第六項」に改める。

第六十三條第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第六十八條の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第十五條の五、第五十五條の六、第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條第一項、第七十條第五号、第七十一條第一号第三号及び第四号、第七十五條第一項第二号、第七十六條の三、第七十八條第三項、第八十一條の二第一項、第八十五條第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五條から第九條までの規定、公布の日
- 二 第一条中生活困窮者自立支援法第七條第四項の改正規定（「業務並びに」を「業務、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の三第二項に規定する児童育成支援拠点事業並びに」に改める部分に限る。）公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日
- 三 第二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）及び第四条中社会福祉法附則第十六項の改正規定、令和六年十月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（進学・就職準備給付金の支給に関する特例）

第三条 第二条の規定による改正後の生活保護法第五十五条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（保護の実施機関についての特例に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設に入居している者（生活保護法第十五條の二第二項に規定する特定施設入居者生活介護を同項に規定する居宅介護を行う者に委託し、又は同条第五項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を同項に規定する介護予防を行う者に委託して行っている場合において、これらの介護扶助を受けている者を除く。）については、第三条の規定による改正後の生活保護法第八十四条の三の規定は、適用しない。

（住民基本台帳法の一部改正）

第五条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う調整規定）

第六條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（附則第八条において「第一号施行日」という。）が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日以後である場合には、前条中「別表第二の五の十二の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十二の項及び別表第五第九号の四」とあるのは、「別表第二の五の十三の項、別表第三の七の九の項、別表第四の四の十三の項及び別表第五第九号の五」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第七條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十五の項及び別表第二の九の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第八條 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）

第九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄
 総務大臣 松本 剛明
 厚生労働大臣 武見 敬三

第八条の見出しを「生活困窮者の状況の把握等」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする。

第九条第一項中「ことができない」を「ように努めるものとする」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保護法第二十七条の第三項に規定する調整会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るように努めるものとする。

第十二条第三号中「及び第二項」を削り、「及び生活困窮者一時生活支援事業」を、「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七項第一項及び第二項」を「第七項第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十三条第三号中「及び第二項」を削り、「及び生活困窮者一時生活支援事業」を、「生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七項第一項及び第二項」を「第七項第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十五条第一項第一号中「昭和二十五年法律第百四十四号」を削り、同条第四項を削る。
第二十二條第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「居住する住宅を賃貸する者」を「居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者」に、「その」を「これらの」に改め、「状況」の下に「又は当該住宅の確保に関する事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 都道府県等は、特定被保護者に対する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業（第三号第六項第二号に掲げる事業に限る。）の実施に關して必要があるとき、生活保護法第五十五条の十一第一項の規定による通知をした保護の実施機関（同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に、当該通知に係る特定被保護者に関する事項につき、報告を求めることができる。

第二十三條中「同条第二項各号に掲げる」を「同条第二項に規定する」に改める。
第二十八條中「第九條第五項」を「第九條第六項」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二條 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に、「第五十五条の九」を「第五十五条の十一」に改める。

第二十七條の二中「及び第五十五条の八第一項」を、「第五十五条の八第一項」に、「を行う」を「及び第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業の」に改める。

第八章 就労自立給付金及び進学準備給付金 第八章 就労自立給付金及び進学・就職準備給付金に改める。
第五十五条の五の見出しを「進学・就職準備給付金の支給」に改め、同条第一項中「教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる」を、「次の各号のいずれかに該当する」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者
- 二 厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

第五十五条の五第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
第五十五条の六中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「雇主」を「雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）」に改める。

第九章 被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業 第九章 被保護者就労支援事業等に改める。
第五十五条の七第一項中「以下」を「第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下」に改める。

第九章中第五十五条の九の次に次の一条を加える。
（子どもの進路選択支援事業）

第五十五条の十 保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）を実施することができる。

2 第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、子どもの進路選択支援事業を行う場合について準用する。
第五十七條から第五十九條までの規定、第六十四條、第六十五條第一項及び第六十六條第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十條第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用第七十一條第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用第七十三條第三号中「進学準備給付金（進学準備給付金）」を「進学・就職準備給付金（進学・就職準備給付金）」に改め、同条第四号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十五條第一項第二号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

- 一 市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内
- 二 都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

第七十六條の三中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
第七十八條第三項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第八十一條の二第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第二項中「効果的」を「並びに子どもの進路選択支援事業の効果的」に改める。

第八十五条第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。
第八十五条の二中「において」を「及び第五十五条の十第二項において」に改める。
附則第九項及び第十二項中「第七十五條第二項」を「第七十五條第三項」に改める。

別表第一の六の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年四月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第二十一号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律

(生活困窮者自立支援法の一部改正)

第一条 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「就労」の下に「及び居住」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち次に掲げるものに対し支給する給付金をいう。

一 離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの

二 収入が著しく減少したと認められるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であつて、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるもの(前号に掲げる者を除く。)

第三条第四項中「限る。」の下に「及び特定被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の十一第一項に規定する特定被保護者をいう。以下この条及び第二十二條第三項において同じ。)」を加え、同条第五項中「に対し」を「及び特定被保護者に対し」に改め、同条第六項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二号中「に対し」を「及び特定被保護者に対し」に改め、同号口中「生活困窮者」の下に「又は特定被保護者」を加える。

第四条第二項第一号及び第三項中「及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業並びに」に改める。

第六条第一項中「第三條第三項に規定する」を「第三條第三項各号に掲げる」に改める。

第七条第一項中「を行う」を「並びに生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認めるものを行う」に改め、同条第二項中「次に掲げる」を「子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業の全国的な実施及び支援の質の向上を図る観点から、これらの事業の実施に必要な体制の整備に関する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項各号に掲げる」を「第二項に規定する」に改め、当たっては「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十二條各号に掲げる業務」を加え、「業務並びに」を「業務、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の第三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県等は、生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業を行うに当たっては、政令で定める方法により、これらの事業及び生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

1 提案の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に置く保育士等の数に係る基準を改める等のため提案する。

2 根拠法規

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項

3 条例の概要

- (1) 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に置かなければならない保育士等の数に係る基準は、満3歳以上満4歳に満たない児童にあつてはおおむね15人につき1人と、満4歳以上の児童にあつてはおおむね25人につき1人とする事とした。（第30条、第32条、第45条、第48条関係）
- (2) 市が乳幼児について居宅訪問型保育の提供を受ける必要性が高いと認めるに当たり、当該乳幼児の保護者が疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応も勘案することとした。（第38条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第7条、第8条の3、第26条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等 _____ は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項 _____、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席</p>

以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に

以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（居宅訪問型保育事業）

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人

応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（居宅訪問型保育事業）

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合

_____への

対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例参照条文

○児童福祉法

第三十四条の十六 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(居宅訪問型保育事業)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
二 子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育

四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

第四十四条 「職員」

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。

「一・二 略」

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 「略」

（職員）

第四十七条 「略」

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

「一・二 略」

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四十四条 「職員」

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。

「一・二 同上」

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 「同上」

（職員）

第四十七条 「同上」

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

「一・二 同上」

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 「同上」

附則

（施行期日）

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。第二十九条第二項、第三十二条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。）

3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

○内閣府令第十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第三十三条 (職員)</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>	<p>第三十三条 (職員)</p> <p>同上</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十九条 (職員)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人(法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p> <p>第三十一条 (職員)</p> <p>略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人(法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人</p>	<p>第二十九条 (職員)</p> <p>同上</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p> <p>第三十一条 (職員)</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人(法第六条の第三十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>

茅ヶ崎市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市子育て支援センターの管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者の指定の基準、指定管理者が行う業務等を定めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）は、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業等を行うこととした。（第3条関係）
- (2) 子育て支援センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする事とした。（第4条関係）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に子育て支援センターに係る事業計画書等を添えて市長に申請しなければならないこととした。（第5条関係）
- (4) 市長は、指定管理者の指定を受けようとする者からの申請があったときは、事業計画による子育て支援センターの管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること等の要件のいずれにも該当する者のうちから、子育て支援センターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を指定管理者として指定しなければならないこととした。（第6条関係）
- (5) 指定管理者は、子育て支援センターが行う事業の実施に関する業務等を行うものとする事とした。（第7条関係）
- (6) 子育て支援センターの休館日を定めること等とした。（第8条関係）
- (7) 子育て支援センターの開館時間を定めること等とした。（第9条関係）
- (8) 規定を整備することとした。（第2条、第11条関係）
- (9) 所要の規定を整備することとした。（第10条、第12条関係）
- (10) この条例は、令和7年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市子育て支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(設置、名称及び位置) 第2条 子育てをする者を支援し、もって子どもの健やかな成長に寄与するため茅ヶ崎市子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置、名称及び位置) 第2条 子育てをする者を支援し、もって子どもの健やかな成長に寄与するため茅ヶ崎市子育て支援センター_____を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(事業) 第3条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 乳児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。)又は幼児(同項第2号に規定する幼児をいう。)及びその保護者(同法第6条に規定する保護者をいう。)が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 (2) 茅ヶ崎駅北口子育て支援センターにあっては、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業 ア 規則で定める者を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うこと。 イ 規則で定める者が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事業 (子育て支援センターの管理)</p>	<p>(休館日等) 第3条 茅ヶ崎市子育て支援センター(以下「子育て支援センター」という。)の休館日及び開館時間は、規則で定める。</p>
<p>第4条 子育て支援センターの管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p>	
<p>(指定管理者の指定の申請) 第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に子育て支援センターに係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。</p>	
<p>(指定管理者の指定) 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のう</p>	

ちから、子育て支援センターの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認められる者を指定管理者として指定しなければならない

(1) 事業計画による子育て支援センターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、子育て支援センターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第7条 子育て支援センターの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 子育て支援センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(休館日)

第8条 子育て支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日（茅ヶ崎駅北口子育て支援センターを除く。）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。

(開館時間)

第9条 子育て支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる

。

(損害賠償)

第10条 入館者は、子育て支援センターの施設、附属設備又は備付けの器具（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第11条 指定管理者は、入館者が次の各号のい

(損害賠償)

第4条 入館者は、子育て支援センターの施設、附属設備又は備付けの器具（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第5条 市長 _____ は、入館者が次の各号のい

ずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) 子育て支援センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援センターの管理上支障があると認められるとき

。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

ずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(2) 子育て支援センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援センターの管理上支障があると認められるとき

。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

茅ヶ崎市子育て支援センター条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○児童福祉法

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第六条の三 略

②

↳ 略

⑤

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦

略

⑬

⑭ この法律で、子育て援助活動支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。

二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

⑮

略

⑳

○児童福祉法施行規則

第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。

二 おおむね十組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育（法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。以下同じ。）に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

三 原則として、一日に三時間以上、かつ、一週間に三日以上開設すること。

第一条の三十二の四 法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

茅ヶ崎市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市子育て支援センター条例の改正に伴い、指定管理者の指定に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市子育て支援センター条例（平成27年茅ヶ崎市条例第14号）第3条、第5条及び第12条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市子育て支援センター条例第3条第2号ア及びイに規定する規則で定める者は、出生後3月を経過した日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする事とした。（第2条関係）
- (2) 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする事とした。（第3条関係）
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が市長に提出する申請書には、当該団体の概要書等を添える事とした。（第4条関係）
- (4) 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする事とした。（第5条関係）
- (5) 所要の規定を整備する事とした。（第6条、第7条関係）
- (6) この規則は、令和7年4月1日から施行する事とした。

茅ヶ崎市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>(規則で定める者)</u> <u>第2条 条例第3条第2号ア及びイに規定する規則で定める者は、出生後3月を経過した日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。</u></p> <p><u>(指定管理者の公募)</u> <u>第3条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(規則で定める書類)</u> <u>第4条 条例第5条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 当該団体の概要書</u> <u>(2) 当該団体の活動の実績書</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類</u></p> <p><u>(指定管理者の指定等の公告)</u> <u>第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u> <u>第6条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u> <u>(1) 茅ヶ崎市子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）の施設、附属設</u></p>	<p><u>(休館日)</u> <u>第2条 条例第3条の規定による休館日は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>(1) 日曜日</u> <u>(2) 土曜日（茅ヶ崎駅北口子育て支援センターにあつては第2土曜日及び第4土曜日を、香川駅前子育て支援センターにあつては第1土曜日（その日が1月1日から同月3日までのいずれかの日である場合を除く。以下同じ。）及び第3土曜日を除く。）</u> <u>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）（茅ヶ崎駅北口子育て支援センターにあつては第2土曜日及び第4土曜日に当たる休日を、香川駅前子育て支援センターにあつては第1土曜日及び第3土曜日に当たる休日を除く。）</u> <u>(4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる。</u></p> <p><u>(開館時間)</u> <u>第3条 条例第3条の規定による開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(遵守事項)</u> <u>第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</u> <u>(1) 茅ヶ崎市子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）の施設、附属設</u></p>

備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

- (2) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (6) 喫煙をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他関係職員の指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか子育て支援センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

備又は備付けの器具を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

- (2) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所で飲食をしないこと。
- (6) 喫煙をしないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他関係職員の指示に従うこと。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか子育て支援センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 市長は、平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となった区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和6年度分の保険料を減免することができることとした。（附則第6条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (東日本大震災に伴う保険料の減免の特例) 第6条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月11日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、<u>令和6年度分</u>の保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>附 則 (東日本大震災に伴う保険料の減免の特例) 第6条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月11日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、<u>令和5年度分</u>の保険料を減免することができる。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>2 略</p>

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

○茅ヶ崎市国民健康保険条例

(保険料の減免)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1) 法第59条各号のいずれかに該当するに至った者の属する世帯の納付義務者

(2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅（被保険者が専ら自己の居住のために使用するものに限る。）、家財又はその他の財産に著しい損害を受けた者

(3) 死亡又は疾病若しくは長期間の入院により収入が著しく減少した者

(4) 事業又は業務の廃止又は休止、事業における著しい損失、失業等により収入が著しく減少した者

(5) 前3号に掲げる理由に準ずる理由により収入が著しく減少した者

(6) 次のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）

(イ) 船員保険法の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

2 前項の規定より保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合においては、納期限後においても申請することができる。

(1) 氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限

(3) 減免を受けようとする理由

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による保険料の減免の申請について準用する。

4 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

高田住宅の一部及び高田住宅児童遊園を廃止するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

(2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第48条

3 条例の概要

(1) 高田住宅の位置を改めるとともに、高田住宅児童遊園を廃止することとした。（別表関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																
<p>(市営住宅等の設置等)</p> <p>第3条 この市に市営住宅及び共同施設を設置する。</p> <p>2 市営住宅及び共同施設の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 市営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高田住宅</td> <td style="text-align: center;">茅ヶ崎市高田二丁目95番1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共同施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">菱沼住宅児童遊園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略	略	高田住宅	茅ヶ崎市高田二丁目95番1	略	略	名 称	位 置	略	略	菱沼住宅児童遊園	略	略	略	<p>(市営住宅等の設置等)</p> <p>第3条 この市に市営住宅及び共同施設を設置する。</p> <p>2 市営住宅及び共同施設の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 市営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高田住宅</td> <td style="text-align: center;">茅ヶ崎市高田二丁目95番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共同施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高田住宅児童遊園</td> <td style="text-align: center;">茅ヶ崎市高田二丁目95番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">菱沼住宅児童遊園</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略	略	高田住宅	茅ヶ崎市高田二丁目95番	略	略	名 称	位 置	高田住宅児童遊園	茅ヶ崎市高田二丁目95番	菱沼住宅児童遊園	略	略	略
名 称	位 置																																
略	略																																
高田住宅	茅ヶ崎市高田二丁目95番1																																
略	略																																
名 称	位 置																																
略	略																																
菱沼住宅児童遊園	略																																
略	略																																
名 称	位 置																																
略	略																																
高田住宅	茅ヶ崎市高田二丁目95番																																
略	略																																
名 称	位 置																																
高田住宅児童遊園	茅ヶ崎市高田二丁目95番																																
菱沼住宅児童遊園	略																																
略	略																																

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○公営住宅法

(管理に関する条例の制定)

第四十八条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和6年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	新日本厨機株式会社
6	営業種目	業務用厨房機器類
7	開札日	令和6年4月23日(火)
8	件名	ランチボックス及び付属品
9	履行期間(契約期間)	市議会議決の日から令和7年3月31日(月)まで
10	予定価格(税抜)	—
	予定価格(税込)	—
11	落札金額(税抜)	¥35,005,500
	落札金額(税込)	¥38,506,050
12	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	新日本厨機株式会社	35,005,500	—	—	—	落札
2	日本調理機株式会社	36,277,000	—	—	—	—
3	株式会社アイホー	36,300,000	—	—	—	—
4	有限会社大洋	36,500,000	—	—	—	—
5	タニコー株式会社	37,000,000	—	—	—	—

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和6年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	経営総務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	株式会社アイホー
6	営業種目	業務用厨房機器類
7	開札日	令和6年4月24日(水)
8	件名	連続炊飯システム
9	履行期間(契約期間)	市議会議決の日から令和7年3月31日(月)まで
10	予定価格(税抜)	—
	予定価格(税込)	—
11	落札金額(税抜)	¥18,300,000
	落札金額(税込)	¥20,130,000
12	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	株式会社アイホー	18,300,000	—	—	—	落札
2	有限会社大洋	19,250,000	—	—	—	—
3	日本調理機株式会社	19,800,000	—	—	—	—
4	新日本厨機株式会社	20,250,000	—	—	—	—
5	株式会社中西製作所	—	—	—	—	不着

藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託に係る協議について

藤沢市、寒川町及び本市で構成する湘南東ブロックにおいて、各し尿処理施設（藤沢市北部環境事業所、寒川町美化センター）の老朽化・延命化等が課題となっていることから、ブロック内の調整会議において、し尿等の広域化処理について検討を進めています。

これまで、令和5年3月に「湘南東ブロックし尿処理広域化方針」を策定し、令和6年3月18日の全員協議会では「湘南東ブロックし尿処理広域化方針に基づく事務の委託について」の報告をいたしました。

今回、し尿処理施設を藤沢市北部環境事業所に集約するにあたり、「藤沢市と茅ヶ崎市とのし尿等処理に関する事務の委託に関する規約」を定める必要があることから、議案を提案するものです。

1 事務の委託の手続きについて

し尿処理広域化方針に基づき、新たに整備する施設の整備及び運営については、藤沢市がし尿等処理に関する事務を行うことになることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、し尿等処理に関する事務の委託に関する規約を定めることについて、藤沢市と協議するものです。

2 し尿処理施設の概要

- (1) 稼働開始年度 令和14年度（予定）
- (2) 設置場所 藤沢市北部環境事業所内
- (3) 処理方式等 令和7年度に策定する施設整備基本計画により決定

3 経費負担の考え方

本事業（し尿処理等に関する事務の委託）の基本的な経費の項目と考え方については、下表のとおりです。その他詳細については、9月の協定書の締結までに決定する予定です。

項目	負担方法
新施設の建設費等	原則 2市1町での搬入量割
	例外 計画策定費は均等割
新施設の維持管理費	原則 2市1町での搬入量割
	例外 人件費は均等割

4 今後のスケジュール

令和6年9月	事務の委託に関する協定書の締結（経費負担の決定等）
令和7年度	施設整備基本計画の策定
令和7・8年度	事業方式等の決定
令和9年度	生活環境影響調査の実施
令和10年度～	設計・建設工事の実施
令和14年度	稼働開始予定

5 参考

○地方自治法

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4

） 略

6

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 略

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務

の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 令和5年度実施事業概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（25事業実施）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施しました。

【主な事業】

■茅ヶ崎みんなのアートフェス2023

～高校生バンド応援企画～「でっかいホールで演奏するぜ！」

多彩なジャンルの文化活動に出会うアートの祭典「茅ヶ崎みんなのアートフェス」は市民の文化芸術活動の発表や体験の場の提供や、歴史ある「茅ヶ崎市民文化祭」の開催など、誰でも気軽に文化芸術に触れる事のできる秋の文化のお祭りとして令和4年度からスタートしました。

令和5年度はメイン企画として次代を担う若い世代の文化芸術活動を応援する「高校生バンド応援企画 でっかいホールで演奏するぜ！」を実施しました。

普段なかなか体験する事のできない大ホールで、音響・照明効果も会館舞台スタッフがフルサポートしました。

この事業は、高校生の皆さんの演奏スキル・表現力の向上、バンドの経験値アップといった芸術面の成長はもちろん、会館や舞台スタッフとの打ち合わせを通じたコミュニケーション力や交渉力の向上、さらに出場バンド間の交流を通じた他者を尊重する心など、豊かな人間性の育成も目的としています。将来本格的に音楽の道を目指す人も、異なる分野での活躍を目指す人も、ここでの経験が自信となり、さまざまなことに挑戦し、未来を切り拓く力に繋がって欲しいという若い世代を応援する事業です。



■文化芸術教育プログラム

令和5年度より茅ヶ崎市とスタートした次代を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むことを目的とした「文化芸術教育プログラム」の事業として、汐見台小学校では落語と紙切り、中島中学校ではサクソフォン四重奏のアウトリーチ公演、文化会館では誰でも気軽にアートに関わる時間を過ごせる「のんびりアートのひろば」などを実施しました。

アウトリーチ公演ではプロによる生の落語や演奏を初めて体験する児童・生徒も多く、第一線で活躍するアーティストの表現力豊かな舞台を間近で体験する事により、子どもたちの想像力や感受性を育む機会となりました。「のんびりアートのひろば」ではSNSやロコミにより回を追うごとに参加者が増加し、小さいお子さんからご高齢の方まで多世代の市民が交流しながらアートに親しむ居場所づくりを行いました。



(2) 芸術文化鑑賞事業（29事業実施）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供しました。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

市民文化会館利用状況

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
大ホール	314	236	75.2	258	129,634
小ホール	324	274	84.6	354	44,317
小計	638	510	79.9	612	173,951
展示室A	345	222	64.3	225	20,447
展示室B	345	223	64.6	227	20,234
展示室C	347	223	64.3	226	19,635
小計	1,037	668	64.4	678	60,316
第1会議室	347	295	85.0	335	6,119
第2会議室	347	280	80.7	312	5,723
第3会議室	346	291	84.1	353	6,808
第4会議室	346	260	75.1	295	6,802
第5会議室	342	112	32.7	119	1,159
大会議室	347	199	57.3	236	10,705
小計	2,075	1,437	69.3	1,650	37,316
練習室1	344	241	70.1	319	10,286
練習室2	346	322	93.1	570	8,172
練習室3	345	279	80.9	405	3,385
練習室4	346	270	78.0	370	3,349
練習室5	343	94	27.4	104	1,560
練習室6	342	103	30.1	114	1,569
小計	2,066	1,309	63.4	1,882	28,321
合計	5,816	3,924	67.5	4,822	299,904
・前年度比較					
前年度合計	5,743	3,612	62.9	4,376	228,501
比較増減	73	312	4.6	446	71,403

市民文化会館利用料金収入

(単位：円)

	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
	76,833,880	12,342,350	7,240,780	14,125,330	913,010	95,147,770
・前年度比較						
前年度合計	67,952,380	7,857,110	4,881,740	13,128,030	437,150	83,618,630
比較増減	8,881,500	4,485,240	2,359,040	997,300	475,860	11,529,140

2 美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業（展覧会8事業、関連催事27事業実施）

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施しました。

令和5年度は、平成10年4月の開館から25周年を迎えたことを記念し、「茅ヶ崎と自然を謳う」を年間のテーマに位置づけました。茅ヶ崎という地域に美術館がある意義を再確認するようなラインナップとなりました。

【主な事業】

■企画展「渉るあいだに佇むー美術館があるということ」

当館の所蔵作家である萬鉄五郎、速水御舟、小山敬三、井上有一らが、この地にゆかりをもつきっかけを調べ直し紹介するとともに、現代作家が当館のために制作した特色ある作品をあわせて展示。また、美術館の設計者による建築ツアー、かつてのサナトリウム南湖院の庭園や地域のブリュワリーでのトークなど、美術館の展覧会鑑賞に馴染みがなかった方々にも親しんでいただけるよう、館内外での特色あるイベントを開催しました。節目となる年に、地域に美術館があることの意義を再確認し来館者とともに美術館という場があることについて考えていく機会となりました。



■企画展「生誕120年 没後60年 小津安二郎の審美眼ーOZU ARTー」

茅ヶ崎とゆかりのある映画監督・小津安二郎を取り上げ、小津の「美意識」を切り口にした企画展を実施。映画に登場する美術品や工芸品、直筆絵画などを展示するとともに、茅ヶ崎を舞台にした小津映画資料を展示しました。また、小津の定宿である茅ヶ崎館の小津部屋の再現や写真撮影スポットを設けるなど、来館者に親しみやすい展示の工夫も行いました。さらに、SNSを積極的に活用し担当学芸員が小津展の調査で訪れた小津ゆかりのお店の写真やエピソードを発信しました。世界的に著名な映画監督を、地域や美術と絡め、美術館で初めて紹介する機会となりました。



(2) 講座・ワークショップ事業（美術館8事業、松籟庵8事業実施）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供しました。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施しました。

【主な事業】

■和の文化倶楽部「箏の体験講座」「はじめての和裁」

和の文化倶楽部は、日本の様々な伝統文化に親しむ機会を提供していく事業で、松籟庵の魅力や茶道以外での利用形態を紹介し、新規の利用者を開拓していくことも目標としています。

令和5年度は、和の文化倶楽部シリーズとして「はじめての和裁」及び「箏体験教室」の2つの事業を実施しました。

「箏体験教室」では、地元の演奏家を講師に迎え、演奏人口の減少により継承が危ぶまれる伝統楽器『箏』の魅力とプロの演奏に触れる機会を、将来の伝統文化の担い手となりうる小・中学生を対象に創出しました。



■ 「おやこ茶道教室」



「おやこ茶道教室」は、財団が指定管理者となった平成20年度から継続実施をしている事業です。

令和5年度においては、地元の茶道師範を講師に迎え「お辞儀の仕方など礼を学ぶことに始まり、模範のお点前、室礼の拝見からお抹茶を点てるまで」の一連の流れを体験できるものとなりました。

小・中学生とその保護者ペアを対象に、子ども達が参加しやすい夏休み期間の開催とし、茶室・茶道に触れる機会を創出しました。

募集人員を上回る応募となった為、今後の実施に際しては、定員枠の拡充や実施回数等を検討して事業の充実を図ります。

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

美術館施設利用状況（自主事業利用分を除く）

※5年度より集計方法を変更したため前年度の数値と差異があります

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	利用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
展示室 2	57	39	68.4	5	3,332
展示室 3	57	51	89.5	5	3,861
アトリエ	244	60	24.6	66	1,225
合計	358	150	41.9	76	8,418

・前年度比較

前年度合計	240	60	25.0	139	1,635
比較増減	118	90	16.9	△ 63	6,783

美術館利用料金等収入

(単位：円)

内容	基本料金A	減免額B	還付額C	合計 A-B-C
観覧料	10,456,400	1,649,950		8,806,450
年間パスポート	608,200			608,200
施設使用料	738,300	0	0	738,300
受講料	110,600			110,600
グッズ販売	115,118			115,118
販売手数料	110,300			110,300
合計	12,138,918	1,649,950	0	10,488,968

・前年度比較

前年度合計	11,387,732	1,484,350	0	9,903,382
比較増減	751,186	165,600	0	585,586

美術館展覧会観覧者数（文化会館会場分を含む）

	開館日数(日)	総観覧者数(人)
令和5年度	273	30,784

・前年度比較

前年度	247	24,419
比較増減	26	6,365

松籟庵施設利用状況（自主事業利用分を除く）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
書院	309	215	69.6	215	3,235
茶室	309	42	13.6	42	1,604
合計	618	257	41.6	257	4,839

・前年度比較

前年度合計	616	225	36.5	225	3,707
比較増減	2	32	5.1	32	1,132

松籟庵利用料金収入

(単位：円)

内容	基本料金A	減免額B	追加額C	還付額D	合計 A-B+C-D
施設使用料	2,849,310	0	6,280	44,470	2,811,120
受講料	151,400				151,400
合計	3,000,710	0	6,280	44,470	2,962,520

・前年度比較

合計	2,493,480	36,610	4,710	138,595	2,322,985
比較増減	507,230	△ 36,610	1,570	△ 94,125	639,535

公益目的事業 2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業（42事業実施）

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障がいの有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供しました。

【主な事業】

■ヒップホップダンススクール（市体育館）

ヒップホップダンスは、その素早い動きやポージング、ダイナミックな表現から柔軟性まであらゆる特性を有しながら音楽テンポにあわせて踊りやすい、ノリやすいことから馴染みやすいダンスです。

幼児クラスから小学生クラスを用意し、最初は簡単なストレッチから入り、その後音の中で動く楽しさを知ってもらえるようリズムトレーニングに移行し、最終的には振り付きで楽しむことを目標に設定。春季、秋季、冬季の3シーズン（それぞれ10回コース）を提供しました。

「表現運動」「リズムダンス」が小学校で必修化されている中、子ども達がダンスに親しむきっかけを提供しました。



■湘南ユナイテッドBCバスケットボール教室（市体育館）



地元湘南（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「湘南ユナイテッドBC」がBリーグ（3部）参入を機に企画したプロチームスタッフによるハイレベルなバスケットボール教室です。

対象は、未就学児から小学校低学年、高学年、中学生まで設定し、バスケットボール技術の向上を目指すほか、初心者にも対応してスポーツに触れるきっかけづくりを提供しました。

本年度の参加者数は初年度である前年度を大きく上回り、事業の定着化が見えました。

総合体育館改修工事の影響で下半期は会場が変わりましたが、毎週金曜日の午後は、市体育館においてもバスケットボールの活気に包まれました。

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

体育館利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	個人利用(人)	使用可能回マ数	使用回マ数	使用率(%)
総合体育館						
第一体育室	1,863	37,233	127	4,248	3,716	87.5
第二体育室	1,108	16,098	19	708	669	94.5
柔剣道場	890	9,134	122	1,416	1,048	74.0
弓道場	191	9,302		708	635	89.7
多目的室	620	3,906		708	620	87.6
ホークストラ練習室	621	7,743		708	642	90.7
会議室	337	5,741		1,416	495	35.0
トレーニング室			10,650			
卓球練習場			3,237			
ジョギングコース			34			
市体育館						
競技場	1,919	24,442	10	2,472	2,375	96.1
柔剣道場	1,179	12,730	41	1,392	1,227	88.1
多目的室	1,254	12,367	12	1,392	1,308	94.0
卓球練習場			8,776			
体育館合計	9,982	138,696	23,028	15,168	12,735	84.0

・前年度比較

前年度合計	14,007	185,165	34,603	22,408	18,242	81.4
比較増減	△ 4,025	△ 46,469	△ 11,575	△ 7,240	△ 5,507	2.6

体育館利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計A-B-C
体育館				
総合体育館	10,951,500	1,495,610	20,410	9,435,480
貸出用具利用	35,900	—	—	35,900
市体育館	4,089,280	471,430	14,340	3,603,510
貸出用具利用	54,900	—	—	54,900
体育館合計	15,131,580	1,967,040	34,750	13,129,790

・前年度比較

前年度合計	24,677,450	2,446,360	104,660	22,126,430
比較増減	△ 9,545,870	△ 479,320	△ 69,910	△ 8,996,640

体育施設利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	使用可能回マ数	使用回マ数	使用率(%)
茅ヶ崎公園					
野球場	345	94,601	893	573	64.2
庭球場	3,969	38,334	4,644	4,508	97.1
会議室	358	4,622	1,403	446	31.8
芹沢スポーツ広場					
蹴球兼野球場	452	12,551	971	544	56.0
庭球場	3,884	24,167	4,476	3,884	86.8
堤スポーツ広場					
多目的球技場	338	4,393	1,295	338	26.1
庭球場	3,776	19,727	4,464	3,776	84.6
柳島しおさい公園					
少年蹴球場	505	16,718	1,704	667	39.1
庭球場	4,658	23,593	5,892	4,658	79.1
体育施設合計	18,285	238,706	25,742	19,394	75.3
・前年度比較					
前年度合計	19,563	169,697	25,839	20,417	79.0
比較増減	△ 1,278	69,009	△ 97	△ 1,023	△ 3.7

体育施設利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計A-B-C
茅ヶ崎公園				
野球場	12,249,220	1,983,120	460,440	9,805,660
庭球場	5,930,320	517,040	384,330	5,028,950
会議室	607,880	112,320	0	495,560
貸出用具利用	400	—	—	400
芹沢スポーツ広場				
蹴球兼野球場	926,840	187,680	116,690	622,470
庭球場	5,108,240	0	444,300	4,663,940
貸出用具利用	1,800	—	—	1,800
堤スポーツ広場				
多目的競技場	968,640	0	36,390	932,250
庭球場	4,924,850	0	481,560	4,443,290
貸出用具利用	0	—	—	0
柳島しおさい公園				
少年蹴球場	1,999,820	538,400	89,700	1,371,720
庭球場	6,215,080	8,200	635,480	5,571,400
駐車場	3,628,500	—	—	3,628,500
貸出用具利用	7,600	—	—	7,600
体育施設合計	42,569,190	3,346,760	2,648,890	36,573,540
・前年度比較				
前年度合計	35,484,160	3,229,670	2,885,650	29,368,840
比較増減	7,085,030	117,090	△ 236,760	7,204,700

柳島しおさい公園利用状況

公園利用	82,527
多目的広場	14,574
ミニバスケットコート	11,231
合計	108,332
・前年度比較	
前年度合計	112,641
比較増減	△ 4,309

収益目的事業 1 物品販売事業

施設等利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図りました。

物品販売事業収入

(単位：円)

施設名	タオル	卓球ボール	シャツトル	テニスボール	マスク	合計
総合体育館	47,500	9,100	1,620	—	120	58,340
市体育館	15,600	16,700	900	—	90	33,290
茅ヶ崎公園	343,500	—	—	3,400	30	346,930
芹沢スポーツ広場	11,100	—	—	1,200	0	12,300
堤スポーツ広場	900	—	—	800	0	1,700
柳島しおさい公園	15,000	—	—	2,800	0	17,800
文化会館	238,400	—	—	—	—	238,400
合計	672,000	25,800	2,520	8,200	240	708,760
・前年度比較						
前年度合計	186,300	39,700	3,960	12,600	1,200	243,760
比較増減	485,700	△ 13,900	△ 1,440	△ 4,400	△ 960	465,000

収益目的事業 2 公益目的外施設貸与事業

公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施します。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図りました。

公益目的外施設貸与事業収入

(単位：円)

施設名	現金A	振込B	還付C	合計A+B-C
茅ヶ崎市民文化会館	9,664,830	12,443,940	201,690	21,907,080
・前年度比較				
前年度合計	9,134,100	11,760,550	175,710	20,718,940
比較増減	530,730	683,390	25,980	1,188,140

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 令和6年度事業計画概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（15事業実施予定）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施します。

【主な事業】

■邦楽演奏家集団 東京民謡倶楽部 茅ヶ崎公演

一般財団法人地域創造の助成金を活用した県外2つのホールとの連携事業。「東京民謡倶楽部」は、和楽器のみならず洋楽器も加わった第一線で活躍する11人の演奏家たちで構成され、斬新な映像やわかりやすく楽しいトークと共にエネルギッシュに「民謡」を「今の音楽」として表現するグループです。

茅ヶ崎市では毎年「郷土芸能大会」が開催され、市内に古くから伝わる「労働歌」「祝い歌」「お囃子」など、地域の芸能に触れる貴重な機会となっています。一方、全国的にも少子化・高齢化などの影響で地域の芸能を継承していく担い手・参加者や観客の減少が懸念されています。近年茅ヶ崎市は、子育て世代の転入増加率が全国上位となり、多くの若い世代が新しく市民となりました。公演では、地元ゆかりの民謡なども織り込まれる予定で、この事業により若い世代をはじめ幅広い世代の市民に茅ヶ崎の歴史や風土を知り、郷土愛を深めるきっかけづくりを提供するとともに、民謡や日本の伝統音楽の魅力伝える機会とします。さらに事前に和楽器等のワークショップを実施し公演で市民とアーティストとの共演を予定、より深く伝統芸能・伝統音楽に興味を持ってもらい今後の参加・鑑賞行動を促し、次世代の郷土芸能に関わる人材育成にもつなげます。



■宝くじまちの音楽会

宝くじの助成金を活用した事業。令和6年10月に茅ヶ崎市とホノルル市・郡の姉妹都市協定締結10周年、さらに令和7年には茅ヶ崎市民文化会館が開館45周年を迎えます。本事業で周年を祝うとともに市民の皆様により市民文化会館に親しんでいただく機会として実施します。

宝くじの助成による低廉な入場料を設けることにより、今まで市民文化会館に足を運ぶ機会がなかった新たなお客様も多く来場することが期待できます。

インターネットでいつでもライブ動画を見ることが当たり前ができる便利な世の中ですが、本物の生の舞台を目の前で多くの方に体験してもらう機会を提供することで、文化芸術体験の素晴らしさに気づいてもらい「市民文化会館の新たなファン」を増やすことも目的とした事業です。



(2) 芸術文化鑑賞事業（19事業実施予定）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供します。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

2 美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業（展覧会7事業、関連催事約11事業実施予定）

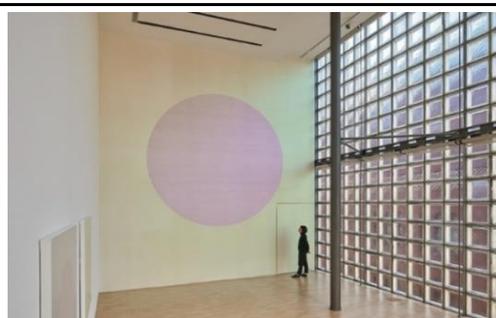
優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施します。

令和6年度は、「海外へのまなざし」を年間のテーマに位置づけ、海を望む茅ヶ崎において海外にゆかりある作家の作品を紹介するラインナップとなっています。

【主な事業】

■ フランシス真悟「Exploring Color and Space—色と空間を冒険する」

優れた色彩で人々を魅了し、世界的に高い評価を受けるフランシス真悟。絵画によって何ができるのかを自身に問う姿勢のもと、何層にもおよぶ色の重なりや、色と色の微細な組み合わせによって制作された絵画は、まるで人の心を映し出す鏡のように崇高で静謐な空間を創り出します。本展では初期作品から最新作まで紹介し、抽象絵画が織りなす色彩空間へと人々を誘います。



《Liminal Shifts》2023 Courtesy of Fondation d'entreprise Hermès © Nacása & Partners Inc.

■ 「アルフォンス・ミュシャ展 アール・ヌーヴォーの美しきミュージズ」

アルフォンス・ミュシャは、19世紀末から20世纪初頭、ヨーロッパで花開いた芸術様式「アール・ヌーヴォー」を代表する画家。ミュシャが描いた植物文様で彩られた優雅な女性像は今日まで多くの人を魅了しています。ポスター、装飾パネルをはじめ、デザイン集、ポストカード、切手、紙幣、商品パッケージなど多数の作品を展示することで、ミュシャの生涯に迫ります。

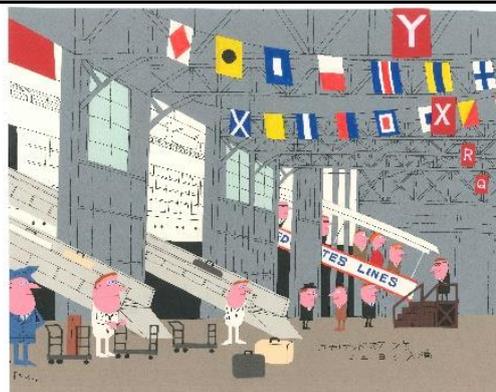


アルフォンス・ミュシャ《夢想 シャンブノア》1897年
カラーリトグラフ OGATAコレクション

■ 「ホノルル茅ヶ崎姉妹都市締結10周年 柳原良平 ごきげんな船旅(仮)」

柳原良平(1931-2015)は、寿屋(現サントリー)宣伝部でアンクルトリスをはじめとする数々の広告のイラストを担当。「トリスを飲んでHawaiiへ行こう」キャンペーンは海外渡航の自由化を前に、日本人にハワイへの憧れと期待を大きく膨らませました。船への造詣も深く、船旅にまつわる絵や文章を多く残し、時には船の保存活動やデザインにも取り組む、多彩な人物でもあります。

自由化以降のハワイをはじめとする海外旅行の多様な楽しみ方を、柳原の膨大な作品とともに当時のパンフレットや資料を交えながらご紹介します。



柳原良平《ユナイテッドステーツ号ニューヨーク入港》1972年
インク、様々な紙 横浜みなと博物館

(2) 講座・ワークショップ事業（美術館12事業、松籟庵7事業実施予定）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供します。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施します。

【主な事業】

■ 和の文化倶楽部「箏の体験講座」

和の文化倶楽部は、日本の様々な伝統文化に親しむ機会を提供していく事業で、会場とする茶室・書院「松籟庵」の魅力に参加者へ紹介するとともに、茶道以外での新たな施設の利用形態を市民に示し、新規の利用者を開拓していくことも目標としています。

和の文化倶楽部シリーズの「箏体験教室」では、地元の演奏家を講師に迎え、将来の伝統文化の担い手となる子ども達をはじめ、様々な世代を対象に、伝統楽器『箏』とその演奏家によるプロの演奏に触れる機会を創出します。



■ 「おやこ茶道教室」



財団が指定管理者となった平成20年度から継続して実施している事業です。

小・中学生とその保護者がペアで参加しやすい夏休み期間を利用し、茶室・茶道に触れる機会を創出します。

地元の茶道師範を講師に迎え、茶道について、お辞儀の仕方など礼を学ぶことから始まり、模範のお点前や室礼の拝見からお抹茶を点てるまで気軽に体験できる内容とします。

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業 (27事業実施予定)

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障がいの有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供します。

【主な事業】

<p>■ヒップホップダンススクール (市体育館)</p> <p>ヒップホップダンスは、その素早い動きやポージング、ダイナミックな表現から柔軟性まであらゆる特性を有しながら音楽テンポにあわせて踊りやすい、ノリやすいことから馴染みやすいダンスです。</p> <p>幼児クラスから小学生クラスを用意し、最初は簡単なストレッチから入り、その後音の中で動く楽しさを知ってもらえるようリズムトレーニングに移行し、最終的には振り付きで楽しむことを目標に設定。春季、秋季、冬季の3シーズン (それぞれ10回コース) を提供予定です。</p> <p>「表現運動」「リズムダンス」が小学校で必修化されている中、子ども達がダンスに親しむきっかけを提供します。</p>	
<p>■湘南ユナイテッドBCバスケットボール教室 (市体育館)</p> 	<p>地元湘南 (藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町) をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「湘南ユナイテッドBC」がBリーグ (3部) 参入を機に企画したプロチームスタッフによるハイレベルなバスケットボール教室で、本年度で3年目を迎える共催事業です。</p> <p>対象は、未就学児から小学校低学年、高学年、中学生まで設定し、バスケットボール技術の向上を目指すほか、初心者にも対応してスポーツに触れるきっかけづくりを提供し、市内スポーツ振興を図ります。</p>

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

収益目的事業1 物品販売事業

施設等利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図ります。

収益目的事業2 公益目的外施設貸与事業

公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施します。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図ります。

「報告第10号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和5年11月7日 午前8時10分頃（現場確認日時）
 事故発生場所 松林中学校北側民家
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和5年 11月7日 事故発生
 令和5年 11月7日 松林中学校長より事故発生の連絡を受ける。
 令和6年 5月1日 専決処分をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		462,000円
(算出内訳)		(修理費) 462,000円
過失割合	100%	0%
賠償額	462,000円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 462,000円×100% =462,000円	